

目 次

●第三次大分県消費者基本計画 おおいた消費者ホッとプラン 平成28年度関連事業計画

所属	基本目標		主要な施策	施策の方向	事業名	掲載ページ
食品安全・衛生課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(1)食品の安全性の確保	食品検査事業	1
集落営農・水田対策室(農地活用・集落営農課)	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(1)食品の安全性の確保	米麦大豆等生産流通対策事業(米トレーサビリティ推進事業)	1
おおいたブランド推進課(地域農業振興課)	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(1)食品の安全性の確保	GAP実践農業者支援事業	1
おおいたブランド推進課(地域農業振興課)	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(1)食品の安全性の確保	安全・安心な商品づくり推進事業	1
林産振興室	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(1)食品の安全性の確保	乾しいたけ適正表示促進事業	2
食品安全・衛生課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(2)信頼確保による「食の安心」の醸成	食の安全・安心推進事業	2
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(3)商品・サービスの安全性の確保	消費者行政推進事業(一部)	2
薬務室	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(3)商品・サービスの安全性の確保	無承認無許可医薬品等対策委託事業	2
薬務室	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(3)商品・サービスの安全性の確保	青少年安全安心薬育事業(一部)	3
食品安全・衛生課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(3)商品・サービスの安全性の確保	監視指導事業	3
食品安全・衛生課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(3)商品・サービスの安全性の確保	営業対策事業(一部)	3
消防保安室	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(3)商品・サービスの安全性の確保	保安対策指導事業(一部)	3

目 次

●第三次大分県消費者基本計画 おおいた消費者ホットプラン 平成28年度関連事業計画

所属	基本目標		主要な施策	施策の方向	事業名	掲載ページ
生活環境企画課(自然保護推進室)	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(3)商品・サービスの安全性の確保	温泉対策事業(一部)	3
工業振興課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(3)商品・サービスの安全性の確保	工業振興対策事業(一部)	4
土木建築企画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(4)住宅の安全性の確保	建設業許可事務事業(一部)	4
建築住宅課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(4)住宅の安全性の確保	建築基準法等施行事務事業	4
建築住宅課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(4)住宅の安全性の確保	建築基準法等施行事務事業	4
建築住宅課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(4)住宅の安全性の確保	木造住宅耐震化促進事業	5
地域福祉推進室	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(5)ユニバーサルデザインの普及	ユニバーサルデザイン推進事業	5
商業・サービス業振興課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	2 生活関連商品の安定供給	(1)生活関連商品の価格の安定と円滑な供給への取組	がんばる商店街総合支援事業	5
観光・地域局地域活力応援室	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	2 生活関連商品の安定供給	(1)生活関連商品の価格の安定と円滑な供給への取組	小規模集落・里の暮らし支援事業	5
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	2 生活関連商品の安定供給	(1)生活関連商品の価格の安定と円滑な供給への取組	消費者行政推進事業	6
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	2 生活関連商品の安定供給	(1)生活関連商品の価格の安定と円滑な供給への取組	事業者への協力要請・指導	6
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	2 生活関連商品の安定供給	(2)生活関連商品の価格・需給動向の監視	消費者行政推進事業	6

目 次

●第三次大分県消費者基本計画 おおいた消費者ホットプラン 平成28年度関連事業計画

所属	基本目標		主要な施策	施策の方向	事業名	掲載ページ
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	2 生活関連商品の安定供給	(3)災害時等における生活関連商品の価格の安定と円滑な供給への取組	災害時における事業者への協力要請・指導	6
災害対策本部支援物資部	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	2 生活関連商品の安定供給	(3)災害時等における生活関連商品の価格の安定と円滑な供給への取組	災害時における市町村支援	6
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	2 生活関連商品の安定供給	(4)災害時等における生活関連商品の価格・需給動向等の監視	災害時における生活関連商品の価格・需給動向の調査及び監視等	7
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(1)表示、規格、計量の適正化	消費者行政推進事業(一部)	7
業務室	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(1)表示、規格、計量の適正化	業務取締事業(一部)	7
健康対策課(健康づくり支援課)	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(1)表示、規格、計量の適正化	健康づくり推進事業(一部)	7
生活環境企画課(自然保護推進室)	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(1)表示、規格、計量の適正化	温泉対策事業(一部)	7
食品安全・衛生課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(1)表示、規格、計量の適正化	食の安全・安心推進事業	8
おおいたブランド推進課(地域農業振興課)	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(1)表示、規格、計量の適正化	青果物流通対策事業(一部)	8
工業振興課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(1)表示、規格、計量の適正化	計量行政事業	8
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(2)消費者取引の適正化	消費者行政推進事業(一部)	8
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(2)消費者取引の適正化	ガソリン価格店頭表示の要請	9

目 次

●第三次大分県消費者基本計画 おおいた消費者ホットプラン 平成28年度関連事業計画

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	掲載ページ
観光・地域局観光・地域振興課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(2)消費者取引の適正化	観光行政事務指導事業(一部)	9
高齢者福祉課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(2)消費者取引の適正化	介護保険施設等指導監督事業	9
食品安全・衛生課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(2)消費者取引の適正化	営業対策事業(一部)	9
経営金融支援室(経営創造・金融課)	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(2)消費者取引の適正化	貸金業指導対策事業(一部)	9
建築住宅課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(2)消費者取引の適正化	宅地建物取引業指導事業(一部)	10
県政情報課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(3)消費者の個人情報の保護	個人情報保護対策事業(一部)	10
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(1)多様な手段を用いた広報・啓発活動の推進	消費生活安全・安心推進事業(一部)	10
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(1)多様な手段を用いた広報・啓発活動の推進	消費生活安全・安心推進事業(一部)	10
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(1)多様な手段を用いた広報・啓発活動の推進	消費生活安全・安心推進事業(一部)	10
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(1)多様な手段を用いた広報・啓発活動の推進	消費者行政推進事業(一部)	11
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(2)迅速かつ効果的な情報提供等	消費者行政推進事業(一部)	11
警察本部生活安全部生活安全企画課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(2)迅速かつ効果的な情報提供等	地域防犯力強化育成事業	11

目 次

●第三次大分県消費者基本計画 おおいた消費者ホットプラン 平成28年度関連事業計画

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	掲載ページ	
警察本部生活安全部生活環境課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(2)迅速かつ効果的な情報提供等	悪質事業者についての情報集、犯罪手口の分析	11
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(3)消費者の特性に配慮した情報提供	消費生活安全・安心推進事業(一部)	11
地域福祉推進室	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(3)消費者の特性に配慮した情報提供	日常生活自立支援事業	12
高齢者福祉課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(3)消費者の特性に配慮した情報提供	日常生活支援事業	12
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	5 高齢者・若者等への支援	(1)高齢者・若者の被害防止に向けた取組強化	消費生活安全・安心推進事業(一部)	12
警察本部生活安全部生活安全企画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	5 高齢者・若者等への支援	(1)高齢者・若者の被害防止に向けた取組強化	防犯ボランティア連携強化事業	12
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	5 高齢者・若者等への支援	(2)高齢者等の消費トラブル防止に向けた見守り体制の充実	消費生活安全・安心推進事業(一部)	13
障害福祉課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	5 高齢者・若者等への支援	(2)高齢者等の消費トラブル防止に向けた見守り体制の充実	成年後見制度利用支援事業(一部)	13
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	6 事業者指導の強化	(1)悪質事業者の監視及び消費者被害に係る犯罪の取締りの強化	消費者行政推進事業(一部)	13
警察本部生活安全部生活環境課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	6 事業者指導の強化	(1)悪質事業者の監視及び消費者被害に係る犯罪の取締りの強化	悪質事業者の取締り	13
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	6 事業者指導の強化	(2)消費者被害についての情報収集及び分析	消費生活・男女共同参画プラザ管理運営事業(一部)	13
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	7 消費者意見の反映	(1)消費者が意見表明できる環境づくり	消費者行政推進事業(一部)	13

目 次

●第三次大分県消費者基本計画 おおいた消費者ホッとプラン 平成28年度関連事業計画

所属	基本目標		主要な施策	施策の方向	事業名	掲載ページ
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	7 消費者意見の反映	(1)消費者が意見表明できる環境づくり	消費者行政推進事業(一部)	14
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	8 消費生活相談体制の充実に向けた強化	(1)消費生活相談体制の強化	消費生活・男女共同参画プラザ管理運営事業(一部)	14
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	8 消費生活相談体制の充実に向けた強化	(2)トラブルの早期解決に向けた支援	消費生活・男女共同参画プラザ管理運営事業(一部)	14
医療政策課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	8 消費生活相談体制の充実に向けた強化	(3)他機関等における消費生活相談体制の充実	大分県医療安全支援センター設置事業	14
高齢者福祉課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	8 消費生活相談体制の充実に向けた強化	(3)他機関等における消費生活相談体制の充実	介護保険施設等指導監督事業	14
高齢者福祉課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	8 消費生活相談体制の充実に向けた強化	(3)他機関等における消費生活相談体制の充実	高齢者総合相談事業	15
障害福祉課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	8 消費生活相談体制の充実に向けた強化	(3)他機関等における消費生活相談体制の充実	障がい者差別解消・権利擁護推進事業(一部)	15
経営金融支援室(経営創造・金融課)	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	8 消費生活相談体制の充実に向けた強化	(3)他機関等における消費生活相談体制の充実	貸金業指導対策事業(一部)	15
建築住宅課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	8 消費生活相談体制の充実に向けた強化	(3)他機関等における消費生活相談体制の充実	住宅の新築やリフォームなどに関する相談	15
警察本部警務部広報課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	8 消費生活相談体制の充実に向けた強化	(3)他機関等における消費生活相談体制の充実	警察における相談体制の充実	16
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	8 消費生活相談体制の充実に向けた強化	(4)商品事故に関する原因究明テスト機関との連携	消費者行政推進事業(一部)	16
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	9 紛争の適切かつ迅速な解決	(1)消費者苦情処理委員会の活用	消費者行政推進事業(一部)	16

目 次

●第三次大分県消費者基本計画 おおいた消費者ホットプラン 平成28年度関連事業計画

所属	基本目標		主要な施策	施策の方向	事業名	掲載ページ
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	9 紛争の適切かつ迅速な解決	(2)他の裁判外紛争解決機関の活用	消費者行政推進事業(一部)	16
土木建築企画課	基本目標Ⅰ	消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	9 紛争の適切かつ迅速な解決	(2)他の裁判外紛争解決機関の活用	建築業許可事務事業(一部)	17
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ	市町村や消費者団体等との連携・協働	1 市町村への支援・連携	(1)市町村の消費者行政推進に向けた支援	消費生活安全・安心推進事業(一部)	17
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ	市町村や消費者団体等との連携・協働	1 市町村への支援・連携	(2)市町村相談体制の充実に向けた支援	消費生活安全・安心推進事業(一部)	17
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ	市町村や消費者団体等との連携・協働	1 市町村への支援・連携	(3)条例及び基本計画の策定促進	市町村への条例及び基本計画の策定の促進	17
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ	市町村や消費者団体等との連携・協働	2 消費者団体等との連携・協働	(1)消費者団体の自主的活動に対する支援	消費者行政推進事業(一部)	17
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ	市町村や消費者団体等との連携・協働	2 消費者団体等との連携・協働	(2)消費者団体等との交流や連携の促進	消費者行政推進事業(一部)	17
地域福祉推進室	基本目標Ⅱ	市町村や消費者団体等との連携・協働	2 消費者団体等との連携・協働	(2)消費者団体等との交流や連携の促進	福祉ボランティア・市民活動推進事業	18
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ	市町村や消費者団体等との連携・協働	2 消費者団体等との連携・協働	(3)消費者団体訴訟制度の活用促進	制度の普及・啓発等	18
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ	市町村や消費者団体等との連携・協働	3 事業者団体等との連携	(1)公益通報者保護法の周知・啓発	公益通報者保護法の周知・啓発	18
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ	市町村や消費者団体等との連携・協働	3 事業者団体等との連携	(2)事業者団体等の自主的な取組への支援	事業者団体の自主的な解決の支援	19
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ	市町村や消費者団体等との連携・協働	4 関係機関等との連携	(1)国、国民生活センター等関係機関との連携・協力	国、国民生活センター等関係機関との連携	19

目 次

●第三次大分県消費者基本計画 おおいた消費者ホッとプラン 平成28年度関連事業計画

所属	基本目標		主要な施策	施策の方向	事業名	掲載ページ
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ	市町村や消費者団体等との連携・協働	4 関係機関等との連携	(2)大分県消費者行政連絡協議会等の充実・強化	消費者行政推進事業(一部)	19
地球環境対策課(うつくし作戦推進課)	基本目標Ⅲ	経済社会の発展への対応	1 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	(1)省資源・省エネルギーの推進	地球温暖化対策推進事業	19
地球環境対策課(うつくし作戦推進課)	基本目標Ⅲ	経済社会の発展への対応	1 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	(1)省資源・省エネルギーの推進	節電・省エネ対策推進事業	20
地球環境対策課(うつくし作戦推進課)	基本目標Ⅲ	経済社会の発展への対応	1 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	(2)3Rの推進(ごみの減量化、再使用、再生利用)	3R普及推進事業	20
おおいたブランド推進課(地域農業振興課)	基本目標Ⅲ	経済社会の発展への対応	1 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	(3)環境保全型農業の推進	環境に配慮した農業定着化推進事業	21
情報政策課	基本目標Ⅲ	経済社会の発展への対応	2 高度情報通信社会の進展への的確な対応	(1)ITリテラシー(情報活用能力)の向上	地域コミュニティ情報化推進事業	21
教育庁高校教育課	基本目標Ⅲ	経済社会の発展への対応	2 高度情報通信社会の進展への的確な対応	(1)ITリテラシー(情報活用能力)の向上	情報活用能力の向上	21
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅲ	経済社会の発展への対応	2 高度情報通信社会の進展への的確な対応	(2)ネットトラブルの未然防止	消費生活安全・安心推進事業(一部)	21
食品安全・衛生課	基本目標Ⅲ	経済社会の発展への対応	3 国際化の進展への対応	(1)輸入食品の安全確保	輸入食品の安全確保	22
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅲ	経済社会の発展への対応	3 国際化の進展への対応	(2)個人輸入代行に係る消費者トラブルの未然防止	消費者への注意喚起	22
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅲ	経済社会の発展への対応	3 国際化の進展への対応	(3)在住外国人の消費者トラブルへの対応	情報提供、相談対応	22
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	1 ライフステージに応じた消費者教育の推進	(1)幼児期における消費者教育の取組	消費者行政推進事業(一部)	22

目 次

●第三次大分県消費者基本計画 おおいた消費者ホットプラン 平成28年度関連事業計画

所属	基本目標		主要な施策	施策の方向	事業名	掲載ページ
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	1 ライフステージに応じた消費者教育の推進	(2)小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育の取組	消費者行政推進事業(一部)	22
教育庁義務教育課	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	1 ライフステージに応じた消費者教育の推進	(2)小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育の取組	消費者教育の一層の充実	23
教育庁高校教育課	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	1 ライフステージに応じた消費者教育の推進	(2)小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育の取組	消費者教育の推進	23
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	1 ライフステージに応じた消費者教育の推進	(3)成人期における消費者教育の取組	消費者行政推進事業(一部)	23
教育庁社会教育課	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	1 ライフステージに応じた消費者教育の推進	(3)成人期における消費者教育の取組	大分県生涯学習情報提供システム整備事業	23
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	2 消費者教育推進のための人材育成	(1)消費者教育、啓発を担う人材の育成	消費生活安全・安心推進事業(一部)	23
教育庁教育財務課	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	2 消費者教育推進のための人材育成	(1)消費者教育、啓発を担う人材の育成	ネット安全教育推進事業	24
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(1)家庭・地域・学校等との連携推進	消費者行政推進事業(一部)	24
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(1)家庭・地域・学校等との連携推進	消費者行政推進事業(一部)	24
私学振興・青少年課	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(1)家庭・地域・学校等との連携推進	青少年健全育成対策事業(一部)	24
教育庁教育財務課	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(1)家庭・地域・学校等との連携推進	ネット安全教育推進事業	25
教育庁義務教育課	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(1)家庭・地域・学校等との連携推進	社会生活の中での消費活動における実践的行動力の向上	25

目 次

●第三次大分県消費者基本計画 おおいた消費者ホッとプラン 平成28年度関連事業計画

所属	基本目標		主要な施策	施策の方向	事業名	掲載ページ
教育庁社会教育課	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(1)家庭・地域・学校等との連携推進	大分県生涯学習情報提供システム整備事業	25
地球環境対策課(うつくし作戦推進課)	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(2)環境教育との連携推進	未来の環境を守る人づくり事業(一部)	25
地球環境対策課(うつくし作戦推進課)	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(2)環境教育との連携推進	未来の環境を守る人づくり事業(一部)	26
地球環境対策課(うつくし作戦推進課)	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(2)環境教育との連携推進	未来の環境を守る人づくり事業(一部)	26
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(3)食育との連携推進	消費者行政推進事業(一部)	26
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅳ	消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(4)金融経済教育との連携推進	消費者行政推進事業(一部)	26

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
食品安全・衛生課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心 の確保	(1)食品の安全性の確保	食品検査事業	B	継続	県直	食品の安全確保を図るため、収 去検査による食品衛生法違反 食品の発見・排除を行うととも に、食中毒原因物質検査を実施 し、再発防止対策を講じる。ま た、食品衛生検査施設における GLP(精度検査)を実施する。	1 食品衛生法等に基づく収去検査 2 食中毒原因物質検査 3 食品衛生検査施設におけるG LP実施 4 食品適正表示確認検査 5 食品関係営業施設等における 検証検査 6 検査技術の向上・情報収集	20,595 (-)
集落営農・水田対 策室(農地活用・集 落営農課)	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心 の確保	(1)食品の安全性の確保	米麦大豆等生産流 通対策事業(米ト レーサビリティ推進 事業)	B	継続	県直	米トレーサビリティ法により、米・ 米加工品の販売者に対し搬入・ 搬出記録の保存と産地情報の 伝達が義務づけられた。本制度 の普及・啓発を図るとともに、立 入検査等により指導を行う。	1 外食店等への立入検査等 (4月～3月、県下一円)	3,601 (365)
おおいたブランド推 進課(地域農業振 興課)	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心 の確保	(1)食品の安全性の確保	GAP実践農業者支 援事業	A	継続	県直 一部補助	より安全で、安心できる農産物 づくりを推進するため、生産者 自らが農産物の安全管理を工 程ごとに実施するGAP手法の 導入を推進する。	1 普及・標準GAP導入支援 ・JGAP基礎研修受講支援 ・JGAP等認証支援 2 部会、参入企業へのGAP実践 支援 ・JGAP等認証取得に向けコン サルの実施 3 GAP普及推進、指導体制強化 ・消費者への啓発 ・GLOBALGAP研修派遣 ・生産者向け研修、現地指導	1,151 (-)
おおいたブランド推 進課(地域農業振 興課)	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心 の確保	(1)食品の安全性の確保	安全・安心な商品づ くり推進事業	A	継続	県直 一部補助 一部委託	消費者ニーズに対応した安全・ 安心な商品を提供するため、残 留農薬事故を起こさない体制づ くり及び残留農薬検査態勢の強 化を図る。		30,637 (-)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
林産振興室	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(1)食品の安全性の確保	乾しいたけ適正表示促進事業	B	継続	県直一部委託	大分県産しいたけを安心して購入いただくため、県内外における乾しいたけ適正表示の推進と産地偽装の防止を図る。	1 しいたけ品質表示ウオッチャーの設置 ・県外主要都市にウオッチャーを設置 (6月～3月) 2 原産国判別システムの整備 ・原産国の判別を専門機関に委託 (6月～3月) 3 品質表示指導調査 (6月～2月、県下一円) ・県内における産地市場から小売店まで立入り調査を行い、適正化を推進 ・大分県産乾しいたけトレーサビリティ協議会の指導監査支援	1,203 (1,203)
食品安全・衛生課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(2)信頼確保による「食の安心」の醸成	食の安全・安心推進事業	A	継続		分県食の安全・安心推進条例に基づく、食の安全・安心確保体制の運営を図り、食の安全にかかるリスクについて正確に伝える(リスクコミュニケーション)とともに、事業者の自主管理を推進し、食の安全・安心確保を図る。	1 食の安全確保推進本部運営 食品安全推進県民会議運営(年2回) 2 食の安全確保対策 フードディフェンス対策、アレルギー対策 3 食の安心確保対策 消費者を対象とした講習会の開催(2回)	8,418
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(3)商品・サービスの安全性の確保	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	法律等に基づく事業者指導等を実施することで、商品の安全性の確保及び商品事故の未然防止を図る	1 事業者への立入調査及び指導 ・「消費生活用製品安全法」 ・「大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」 2 商品事故に関する県のホームページでの広報、啓発 ・消費者庁が緊急命令を発した事故について県のホームページに回収点検の掲示 ・その他の事故 消費者庁のホームページとリンク	3,074 (-)
薬務室	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心の確保	(3)商品・サービスの安全性の確保	無承認無許可医薬品等対策委託事業	B	継続	受託	医薬品医療機器等法に基づき、健康食品等無承認無許可医薬品に関して、含有する医薬品成分を分析することにより、食品の販売店やインターネットのサイトで販売されている健康食品の安全性確保を図る。	1 強化用健康食品等について、医薬品成分の分析調査 2 事業者に対して回収等の指導	18 (18)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
薬務室	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支 援	1 消費者の安全・安心 の確保	(3)商品・サービスの 安全性の確保	青少年安全安心薬 育事業(一部)	B	継続	県直	青少年に薬物乱用の恐ろしさを 知ってもらうことで、若年層の薬 物汚染防止を図る。	1 薬物乱用防止に関する啓発 リーフレットの作成配布	215 (184)
食品安全・衛生課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支 援	1 消費者の安全・安心 の確保	(3)商品・サービスの 安全性の確保	監視指導事業	B	継続	県直	生活衛生関係営業における衛 生水準の維持向上を図るため、 営業施設の許可・監視指導を行 うとともに、入浴施設におけるレ ジオネラ症発生防止対策等を実 施する。	1 生活衛生関係営業施設の許 可、監視指導 2 特定建築物に対する監視指導 3 入浴施設におけるレジオネラ 症発生防止対策 4 クリーニング師資格試験実施 (10月)	1550 (-)
食品安全・衛生課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支 援	1 消費者の安全・安心 の確保	(3)商品・サービスの 安全性の確保	営業対策事業(一 部)	B	継続	県直 一部補 助	消費者の衛生確保のため、生 活衛生関係営業の経営健全化 を通じた衛生水準の確保対策を 行う。	1(公財)大分県生活衛生営業指 導センターへの補助(国庫1/ 2) 2 生活衛生営業振興助成 (公財)大分県生活衛生営業指導 センター HPの拡充に対する補助	17,406 (17,152)
消防保安室	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支 援	1 消費者の安全・安心 の確保	(3)商品・サービスの 安全性の確保	保安対策指導事業 (一部)	B	継続	県直	消費者に最も身近に接する販 売事業者に対し、液化石油ガス 法に基づく販売店立入検査を行 うとともに、県LPガス協会を通じ 指導や啓発を行うことにより、液 化石油ガスによる災害の防止 及び液化石油ガスの取引の適 正化を図る。	1 液化石油ガス法による各販売 店への立入検査(7月～3月) 2 作業従事者を対象とした講習 会の開催 ・業務主任者再講習(5、11月) ・保安係員再講習(7月) ・液化石油ガス設備士再講習(8 月) ・充てん作業員再講習(9月)	2,579 (48)
生活環境企画課 (自然保護推進室)	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支 援	1 消費者の安全・安心 の確保	(3)商品・サービスの 安全性の確保	温泉対策事業(一 部)	B	継続	県直	温泉法に基づく現地調査及び温 泉の調査研究に参画すること により、温泉資源の保護と適正な 利用を図る。また、温泉法で規 定された温泉成分分析書等の 表示を事業者が適正に実施して いるか確認することで、消費者 へのサービス及び安全性の確 保につなげる。	1 温泉利用の指導監視 (4月1日～、県下一円)	3,269 (298)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
工業振興課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心 の確保	(3)商品・サービスの 安全性の確保	工業振興対策事業 (一部)	B	継続	県直	電気用品の安全性の確保につ いて、民間事業者の自主的な活 動を促進し、電気用品による危 険及び障害の未然防止を図る。	1 電気用品安全法に基づく事業 者への立 入調査及び指導 第2次一括法により各市は直 接立入検 査を実施 大分県の事務処理の特例に関 する条例 (H22.1.1施行)に基 づき、市町村へ権限 委譲 ・立入検査:件数 36件予定 ・対象:第3四半期～第4四半 期、県内 の電気用品販売業者 の営業所 参考:市町村行政基盤拡充事 業 (市町村振興課所管 40,215千円 中24千円)	53,879 (-)
土木建築企画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心 の確保	(4)住宅の安全性の確 保	建設業許可事務事 業(一部)	B	継続	県直	建設業者に対し、建築業法に関 する研修会等を実施し、その資 質の向上と建設工事の請負契 約の適正化等を図ることによっ て、発注者の保護と建設業の健 全な発達を推進する。また、悪 質な住宅工事のトラブルについ て、消費者からの苦情に基 づき、必要な指導監督を実施す る。	1 建設業者への指導監督 ・建設業許可審査事務(通年) ・経営事項審査事務(通年) ・建設業法に関する研修会等の 実施 (9月、県内) ・営業所への立入調査等(通年) 2 許可関係データベース ・建設業許可システムの活用に よる建設 業者情報の管理(通 年) 3 無許可事業者への指導監査 ・営業所への立入調査等(通年)	9,348 (8,814)
建築住宅課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心 の確保	(4)住宅の安全性の確 保	建築基準法等施行 事務事業	B	継続	県直	建築基準法の適切な運用を通 じ、建築物の安全性等の確保を 図る。	1 事業者に対する指導等(年間・ 県下全域) ・建築(動態)統計調査	5,605 (779)
建築住宅課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心 の確保	(4)住宅の安全性の確 保	建築基準法等施行 事務事業	B	継続	県直	建築物の設計・監理等に携わる 者等の資格に関して定める建築 士法の適切な運用を通じ、その 業務の適正化、ひいては建築物 の質の向上を図る。	1 建築士事務所への立入調査 (年2回、県下全域)	(72)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
建築住宅課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心 の確保	(4)住宅の安全性の確保	木造住宅耐震化促進事業	A	新規	補助	昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震診断等を行う消費者に対して、市町村が費用を補助する場合、その一部を当該市町村に助成する。	1 住宅の所有者が行う耐震診断に市町村が費用補助する場合、その一部を市町村に助成 2 住宅の所有者が行う耐震改修に市町村が費用補助する場合、その一部を市町村に助成 3 耐震リフォームアドバイザーの派遣 耐震改修の必要な木造住宅の所有者の要望に応じ、建築士等をアドバイザーとして派遣	83,155 (83,155)
地域福祉推進室	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	1 消費者の安全・安心 の確保	(5)ユニバーサルデザインの普及	ユニバーサルデザイン推進事業	A	継続	県直	人口減少社会の到来を踏まえ、地域のつながりの構築に向けた県民の地域福祉活動への参加促進が不可欠となっているが、ユニバーサルデザインの理解促進は、県民の支え合う意識を醸成し、地域福祉活動に対する住民の参加促進に繋がることから、以下のとおり事業を推進する。	1 ユニバーサルデザインの県民理解促進に向けた取組 (1)ユニバーサルデザイン体験空間の設置及び維持管理 (2)ユニバーサルデザイン出前授業の実施 (3)あったか・はーと駐車場利用証制度の維持管理 2 民間事業者のユニバーサルデザインに関する取組の促進 (1)福祉のまちづくりの推進及び普及啓発	2,466 (108) (1,248) (822) (288)
商業・サービス業振興課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	2 生活関連商品の安定供給	(1)生活関連商品の価格の安定と円滑な供給への取組	がんばる商店街総合支援事業	A	継続	補助	商店街全体の商業集積としての魅力向上を図るため、繁盛店を増やすための取組や商店街に求められている社会的課題に対応した取組に対して市町と連携し、商店街振興組合等が実施する商店街活性化の事業を支援する。	1 がんばる商店街総合支援事業 ①商店街の回遊促進やイベント関係、勉強会など個店の売上向上につながる取組に対して支援する。 ・補助率:県1/3、市町1/3、商店街1/3 ・補助:限度額:1,000千円	9,951 (1,000)
観光・地域局地域活力応援室	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	2 生活関連商品の安定供給	(1)生活関連商品の価格の安定と円滑な供給への取組	小規模集落・里のくらし支援事業	A	継続		人口減少と高齢化が進む中、小規模集落の維持存続は、住民の生活はもとより、国土保全、水源涵養、美しい農村景観の維持等の観点から、総合的な取組が必要である。住民の結びつきが強い小学校区単位で集落を越えて支え合うセーフティネットの形成を市町村と連携し推進する。	1 地域別部会の開催 ・支援集落への事業構築支援(各市町村単位で設置、随時開催) 2 里のくらし支援事業補助金 買い物弱者支援など集落の維持存続を行う取組について、一定の条件のもと補助を行う。 ・補助率3/4以内 (市町村1/5以上、事業体1/20以内)	1,168 60,000

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	2 生活関連商品の安定供給	(1)生活関連商品の価格の安定と円滑な供給への取組	消費者行政推進事業	B	継続	県直	消費者取引及び価格の透明性を図る。	1 ガソリン価格の店頭表示について、石油商業組合へ協力要請	-
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	2 生活関連商品の安定供給	(1)生活関連商品の価格の安定と円滑な供給への取組	事業者への協力要請・指導		継続	県直	生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定を図るため、必要に応じて、事業者への要請等を行う。	1 事業者への協力要請 2 買占め及び売惜しみを行う事業者への勧告 ・「大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」	-
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	2 生活関連商品の安定供給	(2)生活関連商品の価格・需給動向の監視	消費者行政推進事業	B	継続	県直	県民の消費生活上重要な商品の価格等を調査し公表することで、価格の変化や地域差を明らかにするとともに、物価行政の基礎資料とする。	1 石油製品等価格調査 県民生活・男女共同参画課、振興局及び市町村職員による石油製品等の価格調査 (年2回、県下の1/3程度のガソリンスタンド対象)	3,074 (-)
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	2 生活関連商品の安定供給	(3)災害時等における生活関連商品の価格の安定と円滑な供給への取組	災害時における事業者への協力要請・指導		継続	県直	災害時、生活関連商品の安定供給を図るため、必要に応じて、事業者への要請等を行う。	1 事業者への協力要請 2 買占め及び売惜しみを行う事業者への勧告 ・「大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」	-
災害対策本部支援物資部	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	2 生活関連商品の安定供給	(3)災害時等における生活関連商品の価格の安定と円滑な供給への取組	災害時における市町村支援	-	継続	県直	災害時における避難所の運営及び食料等の生活必需品の供給について、市町村の支援を行う。	1 大分県災害対策本部被災者支援部による庁内各担当部署の連絡調整 2 物資の供給を受ける協定締結団体への要請	-

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	2 生活関連商品の安定供給	(4)災害時等における生活関連商品の価格・需給動向等の監視	災害時における生活関連商品の価格・需給動向の調査及び監視等		継続	県直	災害時における不当な価格形成や悪質商法による被害の救済及び未然防止を図る。	1 生活関連商品の価格・需給動向調査及び情報提供 2 事業者への指導 災害に便乗した不当な価格形成、不適正な取引行為 3 災害時の相談体制等の対策	-
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(1)表示、規格、計量の適正化	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	過大な景品類の提供や虚偽、誇大な表示による不当な勧誘行為を防止するとともに、消費者が商品の購入に際し、不足の損害を受けることを防ぐ。	1 事業者への立入調査及び指導 ・「不当景品類及び不当表示防止法」 ・「家庭用品品質表示法」 2 国との連携	3,074 (-)
薬務室	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(1)表示、規格、計量の適正化	薬務取締事業(一部)	B	継続	県直	医薬品医療機器等法に基づき、健康食品等無承認無許可医薬品に関して、医薬品的な効能・効果を標ぼうした広告について、立入調査等により監視を行い、適正な表示の確保を図る。	1 医薬品販売業者等への立入調査及び指導	763 (112)
健康対策課(健康づくり支援課)	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(1)表示、規格、計量の適正化	健康づくり推進事業(一部)	B	継続	県直	食品に表示する栄養成分や特定の保健の用途に適する旨などについて、適正な表示を行うよう、製造・販売者に対して指導を行うとともに、消費者に対しては、食品の表示に関し適正な活用法等の普及啓発を行うことにより、県民の健康増進に資する。	(1)立入り調査による監視・指導 健康増進法及び食品表示法に基づき、食品として販売する物の容器包装や添付文書への栄養成分、栄養素の機能等の表示、POP広告等への表示について、「食品衛生法」「JAS法」「景表法」担当課と合同で立入調査を実施。 (2)普及啓発 適切な表示により消費者に正しい情報提供が行われるよう、啓発を行う。	5,035 (0)
生活環境企画課(自然保護推進室)	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(1)表示、規格、計量の適正化	温泉対策事業(一部)	B	継続	県直	温泉成分の表示の適正化を推進することにより、消費者への正確な温泉情報を提供する。	1 温泉表示の適正化の推進 ・温泉法による立入調査(再掲) (4月1日～、県内一円)	3,269 (298)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
食品安全・衛生課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(1)表示、規格、計量の適正化	食の安全・安心推進事業	A	継続		製造・小売り業者等の食品表示の知識を深め、適性表示による食の安全を確保する。	食品事業者等に対する研修会の開催 1 中～大規模業者表示対策 食品適性表示推進者講習会開催 2 小規模製造者表示対策 食品適正表示講習会(地区講習会)開催	8,418 (2,074)
おおいたブランド推進課(地域農業振興課)	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(1)表示、規格、計量の適正化	青果物流通対策事業(一部)	A	継続	県直	消費者の食品選択に適切な情報提供を行うため、食品表示法に基づき品質表示制度の普及啓発、店頭における調査、不適正表示を行う事業者への指導等を通じ、各種食品品質表示基準で義務づけられた生鮮食品の原産地、加工食品の原材料名や内容量などの表示の適正化を図る。	1 食品表示に関する担当者研修会 2 適正表示啓発指導 ・食品表示合同立入検査 (6、8、10、12月、県下一円) 3 食品表示110番など消費者等からの通報による立入調査、啓発指導	6,848 (219)
工業振興課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(1)表示、規格、計量の適正化	計量行政事業	B	継続	県直	計量の適否は、直接県民生活・経済に重要な影響を及ぼすものであることから、消費者の日常生活を守るため、適正な計量の確保を図る。	1 計量教室の開催県民を対象に身近な計量に関する事項の学習や実際に商品を試買し、量目が適正であるか計量してもらうことにより、計量への関心を持ってもらう。 ・(開催予定11月、豊後高田市・日田市) 2 商品量目に関する立入り調査の実施販売店等において、適正に商品の計量が適正に実施されているか調査する。 中元時:(日田市・玖珠郡) 歳末時:(別府市・竹田市・由布市)	65 (65)
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(2)消費者取引の適正化	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	公平かつ公正な消費者取引を推進するため、事業者の指導等を行う。	1 不適正な取引行為を行う事業者への指導 ・「特定商取引に関する法律」 ・「大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」	3,074 (-)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(2)消費者取引の適正化	ガソリン価格店頭表示の要請		継続	県直	消費者取引及び価格の透明性を図る。	1 ガソリン価格の店頭表示について、石油商業組合へ協力要請 (再掲)	-
観光・地域局観光・地域振興課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(2)消費者取引の適正化	観光行政事務指導事業(一部)	B	継続	委託	旅行業務に関する取引の公正を維持し、旅行者の利益を保護するため、旅行業等を営もうとする者について、登録及び各種届出に係る事務指導を行うとともに、無登録業者等の調査及び情報収集等を行い、無登録業者による旅行業の防止を図る。また、旅行業者及び旅行業取扱管理者に従事する者を対象に、旅行業法等に関する講習を行い、旅行業者の資質向上を図る。	1「全国旅行業協会大分県支部」による旅行業及び観光問題に関する研修会の実施 (4月～3月、県下一円)	400 (-)
高齢者福祉課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(2)消費者取引の適正化	介護保険施設等指導監督事業	B	継続	県直	有料老人ホームの適正な運営の確保とサービス向上を計るため立入り検査等を実施する。	1 立入り検査の実施 ・「老人福祉法」 ・「大分県有料老人ホーム設置運営指導指針」 ・対象 大分市を除く県所管の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅(H28については71箇所を実施予定) 2 集団指導の実施(年3回)	5,953 (3,067)
食品安全・衛生課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(2)消費者取引の適正化	営業対策事業(一部)	B	継続	県直	中小零細企業が多い生活衛生関係営業の組織化と自主的活動を促進し、経営基盤の健全化を図る	1 生活衛生関係営業事業者の組織化及び自主的活動の促進	17,406 (254)
経営金融支援室 (経営創造・金融課)	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	3 消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保	(2)消費者取引の適正化	貸金業指導対策事業(一部)	B	継続	県直	貸金業者の営業所等に立ち入り、法令等の遵守状況等を把握し、指導を行うことにより、業務の適正な運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図る。	1 貸金業者への立入調査 (通年、貸金業者事業所)	3,227 (2,255)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
建築住宅課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支 援	3 消費者の自主的かつ 合理的な選択の機 会の確保	(2)消費者取引の適正 化	宅地建物取引業指 導事業(一部)	B	継続	県直	宅地建物取引業者への立入調 査を実施し、消費者への重要事 項説明等や事前調査等の実施 について現地で注意等すること により、宅地建物の取引の公正 を確保する。	1 宅地建物取引業者への立入調 査 ・実施場所: 県内 ・実施期間: 11月～ 1月	1,900 (6)
県政情報課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支 援	3 消費者の自主的かつ 合理的な選択の機 会の確保	(3)消費者の個人情報 の保護	個人情報保護対策 事業 (一部)	B	継続	県直	消費者取引等において個人情 報が漏洩し悪用される危険を未 然に防止するため、事業者に対 して、個人情報の適正な取扱い に関するルールを遵守するよ う、意識啓発を図る。	1 個人情報保護制度の広報・啓 発 ・広報誌、リーフレット等による情 報提供 2. 事業者の自主的な取組みへの 支援 ・事業者の研修会等への講師派 遣	964 (213)
県民生活・男女共 同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支 援	4 消費者被害未然防 止のための啓発活動 の推進	(1)多様な手段を用い た広報・啓発活動の推 進	消費生活安全・安心 推進事業(一部)	A	継続	県直	さまざまなニーズに対等した啓 発資料の作成や出前講座を実 施することで、多くの県民に対 する効果的な消費者啓発を実 施する。	1 消費者への啓発 ・啓発資料(パンフレット)	55,496 (5,628)
県民生活・男女共 同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支 援	4 消費者被害未然防 止のための啓発活動 の推進	(1)多様な手段を用い た広報・啓発活動の推 進	消費生活安全・安心 推進事業(一部)	A	継続	県直	さまざまなニーズに対等した啓 発資料の作成や出前講座を実 施することで、多くの県民に対 する効果的な消費者啓発を実 施する。	1 消費生活出前講座 ・高齢者講座、ヤング講座、勤労 者講座、一般消費者講座、実験講 座、高齢者の見守り講座 2 さまざまな機会を利用した啓発 ・県、市町村、各種団体行事	55,496 (1,354)
県民生活・男女共 同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支 援	4 消費者被害未然防 止のための啓発活動 の推進	(1)多様な手段を用い た広報・啓発活動の推 進	消費生活安全・安心 推進事業(一部)	A	継続	県直	県民に対し、消費者生活相談窓 口の積極的情報提供を行うこと により、消費者被害の存在、そ の解決の手助けをする相談窓 口について認識を深めることに より、消費者被害の防止、被害 にあった場合の早期解決につな げる。	1 県・市町村の消費生活相談窓 口の周知 ・新聞広告等を活用して、消費者 被害防止の呼びかけや消費生活 相談窓口の周知を行う。	55,496 (1,227)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(1)多様な手段を用いた広報・啓発活動の推進	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	消費生活に必要な情報や学習の機会の周知などを行う。	1 各種広報媒体を通じた啓発新聞(大分合同新聞「生活パイロット」)、ラジオ、広報紙、ホームページ、メールマガジン、facebook等	3,074 (-)
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(2)迅速かつ効果的な情報提供等	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	消費者被害の拡大防止のため、情報収集により得た情報を迅速かつ効果的に提供する。	1 各種広報媒体を通じた啓発新聞(大分合同新聞「生活パイロット」)、ラジオ、広報紙、ホームページ、メールマガジン、facebook等(再掲)	3,074 (-)
警察本部生活安全部生活安全企画課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(2)迅速かつ効果的な情報提供等	地域防犯力強化育成事業	A	継続		振り込め詐欺等の発生状況、手口等について、迅速かつ効果的な情報提供、広報啓発を行うことで犯罪被害の未然防止を図る。	1 広報・啓発 ・地域における各種会合・広報誌、ホームページ等により情報提供・注意喚起実施。 ・「まもめーる」配信による、迅速かつより具体的・効果的な情報提供等を実施。	20,063 (2,087)
警察本部生活安全部生活環境課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(2)迅速かつ効果的な情報提供等	悪質事業者についての情報集、犯罪手口の分析	-	継続	県直	悪質商法等による被害を未然に防止する。	1 警察安全相談を通じた情報収集、犯罪手口の分析 2 関係機関との情報交換 3 各種警察活動を通じた被害の未然防止のための広報活動の実施	-
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(3)消費者の特性に配慮した情報提供	消費生活安全・安心推進事業(一部)	A	継続	県直	消費者被害を未然に防止するため、高齢者等に向けた啓発用品等を作成し、啓発を図るとともに、高齢者の見守りを強化する。	1 消費者への啓発 ・啓発資料(リーフレット等) 2 見守りをする周りの人への啓発 ・啓発資料(リーフレット等) 3 消費生活出前講座 ・高齢者、高齢者の見守り者等対象	55,496 (5,628) (1,354)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額【単位:千円】
地域福祉推進室	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(3)消費者の特性に配慮した情報提供	日常生活自立支援事業	B	継続	補助	一人暮らしの認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力の不十分な人が自立した日常生活が送れるよう、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理を行う「大分県あんしんサポートセンター」(大分県社会福祉協議会内に設置)の運営に係る経費に対し補助を行う。	1 日常生活自立支援事業(4月～3月) ・実施主体(大分県社会福祉協議会～ 「安心サポートセンター」設置(業務の一部を市町村社協へ委託) ・サービスの種類 ①福祉サービスの利用援助 ②日常的な金銭管理サービス ③契約書等書類等預かりサービス ・利用料 ①相談から契約の締結までの情報提供 無料 ②契約後生活支援員による援助1,330円/回 ③書類等の預かりサービス500円/月 ④その他各種手続に関する事業(実費)	51,636
高齢者福祉課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	4 消費者被害未然防止のための啓発活動の推進	(3)消費者の特性に配慮した情報提供	日常生活支援事業	-	継続	委託	地域福祉推進室に同じ	地域福祉推進室に同じ	-
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	5 高齢者・若者等への支援	(1)高齢者・若者の被害防止に向けた取組強化	消費生活安全・安心推進事業(一部)	A	継続	県直	消費者被害を未然に防止するため、高齢者等に向けた啓発用品・リーフレット等を作成し、啓発を図る。	1 消費者への啓発 ・啓発資料(リーフレット等) ・消費生活出前講座	55,496 (5,628) (1,354)
警察本部生活安全部生活安全企画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	5 高齢者・若者等への支援	(1)高齢者・若者の被害防止に向けた取組強化	防犯ボランティア連携強化事業	A	新規	重点	防犯ボランティア活動は、地域の防犯力向上に大きく貢献する活動であるが、現在、次世代を担う若手の獲得や活動資金獲得に難航している状態であり、将来に向けて様々な問題が浮き彫りとなっている。 そこで、自主防犯パトロール隊と、地域の学校・学生・子供を持つ保護者世代等とが連携して活動を行うための支援を行い、今後、同ボランティア活動の活性化と裾野拡大を図る。	1 自主防犯パトロール隊活性化支援 ・研修会開催・活動資料提供 2 学生ボランティア活動支援 ・「ハトロックス」研修会 ・防犯マップ作成補助 ・ボランティア保険 3 防犯ボランティア活動アピール推進 ・活動アピール広報 4 防犯環境整備促進モデル事業 ・県下5箇所モデル地区において、防犯パトロール隊・学校・学生ボランティア等が連携し、防犯環境の整備に向けた活動を展開	3,108

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	5 高齢者・若者等への支援	(2)高齢者等の消費トラブル防止に向けた見守り体制の充実	消費生活安全・安心推進事業(一部)	A	継続	県直	消費者被害を未然に防止するため、高齢者等を見守る人々に向けた啓発用品・リーフレット等を作成し、啓発を図るとともに、高齢者等の見守りを強化する。	1 見守りをする周りの人への啓発 ・啓発資料(リーフレット等) ・消費生活見守り講座(再掲)	55,496 (5,628) (1,354)
障害福祉課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	5 高齢者・若者等への支援	(2)高齢者等の消費トラブル防止に向けた見守り体制の充実	成年後見制度利用支援事業(一部)	B	継続	補助	障がい福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とする。	1 成年後見制度利用支援事業 市町村実施 成年後見制度の利用に要する費用のうち、成年後見制度の申し立てに要する経費の全部又は一部を補助する。	5,889 (-)
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	6 事業者指導の強化	(1)悪質事業者の監視及び消費者被害に係る犯罪の取締りの強化	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	消費者被害を未然に防止するため、悪質な事業者に対しては、その活動範囲が広域に及ぶことから、国、他県と連携した効率的かつ効果的な指導を行う。	1 悪質事業者の監視及び取り締まり ・「特定商取引に関する法律」 ・「大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」 ・消費生活の安全安心ネットワーク会議の開催(年3回程度)	3,074 (-)
警察本部生活安全部生活環境課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	6 事業者指導の強化	(1)悪質事業者の監視及び消費者被害に係る犯罪の取締りの強化	悪質事業者の取締り	-	継続	県直	悪質商法による被害を防止するため、悪質事業者についての情報収集を行うとともに事件を検挙し、悪質事業者の早期排除を図る。	1 犯人の検挙及び組織の摘発、解体	-
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	6 事業者指導の強化	(2)消費者被害についての情報収集及び分析	消費生活・男女共同参画プラザ管理運営事業(一部)	B	継続	県直	消費者被害についての情報を収集、分析することで、消費者被害の未然防を図る。	1 全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)の活用	9,132 (-)
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	7 消費者意見の反映	(1)消費者が意見表明できる環境づくり	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	法律や条例に定められた申出制度の周知を図り、消費者トラブルの未然防止を図る。	1 特定商取引に基づく申出制度の周知 2 条例に基づく「知事への申出制度」の周知	3,074 (-)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	7 消費者意見の反映	(1)消費者が意見表明できる環境づくり	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	消費者・事業者相互の理解を深めるとともに、消費者の意見を消費者施策に活かすため、消費者事業者懇談会を開催する。	消費者事業者懇談会の開催	3,074 (29)
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	8 消費生活相談体制の充実に向けた強化	(1)消費生活相談体制の強化	消費生活・男女共同参画プラザ管理運営事業(一部)	B	継続	県直	消費生活相談員の資質向上及び関係機関との連携等により、消費生活・男女共同参画プラザの苦情処理相談機能の向上を図る。	消費生活相談員等の配置・消費生活相談員(6名)	91,271 (15,263)
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	8 消費生活相談体制の充実に向けた強化	(2)トラブルの早期解決に向けた支援	消費生活・男女共同参画プラザ管理運営事業(一部)	B	継続	県直	消費生活相談員の資質向上及び関係機関との連携等により、消費生活・男女共同参画プラザの苦情処理相談機能の向上を図る。	1 消費生活相談員等研修 国民生活センター等での研修 2 日曜日の消費生活相談対応(第3日曜日を除く日曜日、年末年始を除く)	9,132 (1,076)
医療政策課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	8 消費生活相談体制の充実に向けた強化	(3)他機関等における消費生活相談体制の充実	大分県医療安全支援センター設置事業	B	継続	県直	医療に関する患者や家族等からの相談や苦情に迅速に対応し、医療機関に対して情報提供や相談者への適切な対応の要請を行うことにより、医療の安全と信頼を高めるとともに、医療機関における患者サービスの向上を図る。	1 相談窓口の開設 ①県センター(県庁医療政策課内) 必要な知識・経験を有し、医療現場に精通した専任の職員を相談窓口配置 (月～金、祝祭日・年末年始等の閉庁日を除く) ②二次医療圏センター(6保健所内) 医療法許可を担当する職員が相談に対応(月～金、祝祭日・年末年始等の閉庁日を除く) 2 医療安全推進協議会の開催(年1回)	2,848
高齢者福祉課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	8 消費生活相談体制の充実に向けた強化	(3)他機関等における消費生活相談体制の充実	介護保険施設等指導監督事業	B	継続	補助	介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、介護サービスに関する苦情処理業務の支援を図る。	大分県国民健康保険団体連合会が行う苦情処理業務を実施するのに要する経費に対して補助する。	5,953 (1,543)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
高齢者福祉課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支 援	8 消費生活相談体制 の充実に向けた強化	(3)他機関等における 消費生活相談体制の 充実	高齢者総合相談事 業	-	継続	委託	指定管理者制度導入に伴い、 大分県社会福祉協議会を指定 管理者とし、高齢者やその家族 が社会や地域から孤立すること がないよう、気軽に相談できる 電話相談や住宅、法律等の専 門相談を充実させる。	1 高齢者総合相談センター(シル バー110番)の設置 ・ 平成27年度相談受付件数 6,237件 (うち経済分野に関する 相談受付件数:144件)	-
障害福祉課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支 援	8 消費生活相談体制 の充実に向けた強化	(3)他機関等における 消費生活相談体制の 充実	障がい者差別解消・ 権利擁護推進事業 (一部)	A	新規	委託	障がいを理由とする差別や人 権、財産侵害事案に対処するた め、その権利擁護に係る常設相 談窓口を設置する。	1 一般相談 (年間、総合社会福祉会館) 2 専門家(弁護士等)による支援 体制 (随時、介護研修センター)	4,834 (-)
経営金融支援室 (経営創造・金融 課)	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支 援	8 消費生活相談体制 の充実に向けた強化	(3)他機関等における 消費生活相談体制の 充実	貸金業指導対策事 業(一部)	B	継続	県直	貸金業に係る苦情相談を受け 付け、当該業者に対する改善指 導や警察、弁護士会等の専門 機関への紹介などを迅速に行う ことにより、資金需要者等の利 益の保護を図る。	1 苦情相談に基づく当該業者へ の改善指導、専門機関への紹介 2 関係機関の相談窓口の広報	3,227 (-)
建築住宅課	基本目標 I 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支 援	8 消費生活相談体制 の充実に向けた強化	(3)他機関等における 消費生活相談体制の 充実	住宅の新築やリ フォームなどに關す る相談	-	継続	県直	消費者の利便性及び安全な住 宅の確保を図る。	1 契約、工事後の住宅の不具合 等に関する相談 2 電話相談窓口「住まいるダイヤ ル」の周知・利用促進 (年間、県内全域)	-

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
警察本部警務部広報課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	8 消費生活相談体制の充実に向けた強化	(3)他機関等における消費生活相談体制の充実	警察における相談体制の充実	B	継続	県直	警察に寄せられる相談は情報通信の利便性や匿名性を悪用した振り込み詐欺や無差別に敢行されている悪質商法等、複雑多様化していることから、これらの相談に的確に対応し、県民の不安を払拭するとともに、被害の未然防止を図る。	1 相談電話の周知 ポスター、チラシの作成、警察署広報誌への掲載等により、県民に相談電話「#9110」や各警察署相談窓口の周知を図る。 2 出張相談所の開設 ・警察出張相談所の開設(9月) ・一日合同行政相談所への職員のパ遣(10月) ・民事介入暴力集中相談所への職員のパ遣(2月) 3 相談担当者等の研修 ・県下各警察署の相談担当警察官等を対象とした警察学校における専門課程研修 ・県下各警察署の相談担当警察官に対する研修会 ・県下7警察署及び警察本部に配置した相談員の研修会 ・交番相談員に対する研修会 ・警察署に対する巡回指導	122 (122)
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	8 消費生活相談体制の充実に向けた強化	(4)商品事故に関する原因究明テスト機関との連携	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	商品事故の未然及び拡大防止のため、関係機関と連携する。	1 商品テストの研修 2 民間検査機関への検査委託	3,074 (122)
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	9 紛争の適切かつ迅速な解決	(1)消費者苦情処理委員会の活用	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	アイネスで解決困難な事案については、「消費者苦情処理委員会」に付託し、消費者トラブルに係る紛争の迅速かつ適切な解決を図る。	1 消費者苦情処理委員会の活用 2 消費者の訴訟活動の援助	3,074 (80)
県民生活・男女共同参画課	基本目標 I 消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援	9 紛争の適切かつ迅速な解決	(2)他の裁判外紛争解決機関の活用	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	アイネスで解決困難な事案について、専門性を有する裁判外紛争解決機関等を活用し、消費者トラブルの迅速かつ適切な解決を図る。	1 国民生活センター紛争会解決委員会の活用促進 2 製品分野別裁判外紛争処理機関との連携及び活用 3 金融ADR制度の周知 4 多重債務問題等のトラブル、紛争解決・日本司法支援センター「法テラス」の民事法律扶助業務の周知	3,074 (-)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
土木建築企画課	基本目標Ⅰ 消費者の権利の尊重 と消費者の自立の支援	9 紛争の適切かつ迅速な解決	(2)他の裁判外紛争解決機関の活用	建築業許可事務事業(一部)	B	継続	県直	建設工事の請負契約をめぐる紛争について、建設業法による「大分県建設工事紛争審査会」が行う、あつせん、調停、仲裁によって、早期の紛争の解決を図る。	1 紛争審査会の開催(申請に基づき) 2 他機関との連携による事例研究 ・全国連絡協議会(10月、東京都)	9,348 (534)
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ 市町村や消費者団体等との連携・協働	1 市町村への支援・連携	(1)市町村の消費者行政推進に向けた支援	消費生活安全・安心推進事業(一部)	A	継続	県直	市町村における消費者行政推進のために必要な消費生活関連法令や相談事例、消費者教育・啓発活動等に関するさまざまな情報提供を行うとともに、研修等を行う。	消費生活相談員等事例検討会の実施	55,496 (-)
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ 市町村や消費者団体等との連携・協働	1 市町村への支援・連携	(2)市町村相談体制の充実に向けた支援	消費生活安全・安心推進事業(一部)	A	継続	県直	市町村段階での消費者トラブルの解決を促進するため、巡回指導や市町村の消費者行政担当職員及び消費生活相談員の養成及び資質向上を図るための研修を実施する。	1 市町村消費生活相談員等レベルアップ研修の実施 2 消費生活相談員資格取得支援講座の実施 3 市町村巡回指導	55,496 (3,772)
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ 市町村や消費者団体等との連携・協働	1 市町村への支援・連携	(3)条例及び基本計画の策定促進	市町村への条例及び基本計画の策定の促進		継続	県直	市町村における消費者行政の枠組みの構築を推進する。	1 条例及び基本計画策定への働きかけ 2 条例及び基本計画策定に対する助言、情報提供	-
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ 市町村や消費者団体等との連携・協働	2 消費者団体等との連携・協働	(1)消費者団体の自主的活動に対する支援	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	多くの県民の消費者問題への関心を高めるため、市町村や消費者団体等と連携しながら、多彩な啓発活動を集中的に実施する。	1 アイネス消費者教育フェスタ等において、消費生活に関する講演会や講座、ワークショップ等を実施する。	3,074 (447)
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ 市町村や消費者団体等との連携・協働	2 消費者団体等との連携・協働	(2)消費者団体等との交流や連携の促進	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	委託	消費者団体等に各種事業を委託することで、団体活動の活性化を図るとともに、団体間の交流及び連携を促進する。	1 大分県消費者団体連絡協議会への委託 ・連絡協議会の開催(年数回) ・消費者月間街頭キャンペーン実施 ・地域消費者フォーラム	3,074 (515)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
地域福祉推進室	基本目標Ⅱ 市町村や消費者団体等との連携・協働	2 消費者団体等との連携・協働	(2) 消費者団体等との交流や連携の促進	福祉ボランティア・市民活動推進事業	B	継続	委託	福祉ボランティアに必要な知識、技術、指導力を有した人材を養成するため、大分県社会福祉協議会に委託し、ニーズや習熟度に応じた研修を実施する。専門研修については、地域のボランティアグループやNPO法人等に対して研修案を公募、委託して実施する。消費者利益の擁護を目的とした研修も対象とする。	1 福祉ボランティア体験研修 ・対象者:中高生、社会人等 ボランティア未経験者等 ・内容:ボランティア活動体験 ・実施時期:7月～8月 2 福祉ボランティア専門研修 ・対象者:すでにボランティア活動を実践している人 ・内容:読み聞かせ、引きこもり支援、障がい児(者)支援、認知症介助、カウンセリング、コミュニケーション技術などのスキルアップ研修 ・実施時期:6月～3月 3 福祉ボランティアリーダー研修 ・対象者:ボランティアリーダー候補者 ・内容:ボランティア団体の運営方法 ・実施時期:9月～3月	3,358 (947) (1,669) (742)
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ 市町村や消費者団体等との連携・協働	2 消費者団体等との連携・協働	(3)消費者団体訴訟制度の活用促進	制度の普及・啓発等		継続	県直	消費者団体訴訟制度の周知を図るとともに、適格消費者団体の活動・取組を支援する。	1 消費者団体訴訟制度についての普及啓発 2 適格消費者団体の活動・取組の支援[団体名] NPO法人 大分県消費者問題ネットワーク(H24.2.28内閣総理大臣認定)	-
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ 市町村や消費者団体等との連携・協働	3 事業者団体等との連携	(1)公益通報者保護法の周知・啓発	公益通報者保護法の周知・啓発		継続	県直	公益通報者保護法の周知・啓発を図るとともに、公益通報窓口の整備を促進する。	1 公益通報者保護法の周知・啓発 2 公益通報窓口の整備 ・県ホームページへの掲示、メールマガジン、facebook掲載等による周知・啓発	-

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ 市町村や消費者団体等との連携・協働	3 事業者団体等との連携	(2)事業者団体等の自主的な取組への支援	事業者団体の自主的な解決の支援		継続	県直	各事業の公正取引協議会の活動との連携を図り事業者による適正な事業活動を促進する。	1 事業者団体等が実施する研修会等での相談事例等の紹介、法令の周知	-
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ 市町村や消費者団体等との連携・協働	4 関係機関等との連携	(1)国、国民生活センター等関係機関との連携・協力	国、国民生活センター等関係機関との連携		継続	県直	消費者庁に対して、消費者や地域の実情を踏まえた提言や要請を行うとともに、地方消費者行政の強化について、地域の社会的経済的状況を踏まえた協力を求める。国民生活センターが実施する各種研修や広報・啓発事業、商品テスト等を活用するとともに、PIO-NETシステムの運用への連携・協力をを行い、消費者トラブルの予防、消費者被害の救済、再発防止に取り組む。	1 国民生活センターが実施する各種研修、広報・啓発事業、商品テスト等を活用2 PIO-NET等の活用	-
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅱ 市町村や消費者団体等との連携・協働	4 関係機関等との連携	(2)大分県消費者行政連絡協議会等の充実・強化	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	大分県行政連絡協議会等において、関係各課との連携、情報の集約・共有、総合的な対策の推進を図る。	1 大分県消費者基本計画の着実な実施及び進行管理 2 消費者教育推進における連携、協議	3,074 (-)
地球環境対策課(うつくし作戦推進課)	基本目標Ⅲ 経済社会の発展への対応	1 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	(1)省資源・省エネルギーの推進	地球温暖化対策推進事業	A	継続	県直委託補助	県内における家庭部門や業務部門、運輸部門のCO2排出削減、節電・省エネの啓発を図るとともに、温室効果ガスの削減及び節電・省エネ対策を推進する。	1 家庭向けCO2削減事業 ・家庭向け省エネ診断等の実施 ・エコめじろんニュースレターの全戸配布 ・省エネ・節電セミナーの開催 ・大分版Web家庭エコ診断の実施 2 九州版炭素マイレージ制度の実施 3 事業所向け省エネ・節電診断の実施 4 事業所での環境に関する取組の促進 ・環境マネジメントシステムセミナーの開催 ・エコアクション21認証取得支援 5 おおいたCo2交通ダイエットを推進 ・エコドライブセミナーの開催 ・エコ通勤割引制度の推進 ・ノーマイカーウィークの実施	28,275 (23,805)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
地球環境対策課(うつくし作戦推進課)	基本目標Ⅲ 経済社会の発展への対応	1 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	(1)省資源・省エネルギーの推進	節電・省エネ対策推進事業	A	継続	県直一部委託	県民生活への安心・安全の確保と地球温暖化防止を目的に、節電・省エネ行動の実践と普及・啓発を図る。	1 節電広報 二酸化炭素排出量削減のため、節電・省エネをポスターなどで呼びかける。 2 県庁舎に緑のカーテンの設置目に見える地球温暖化対策として県庁舎に緑のカーテンを設置する。 3 緑のカーテンフォトコンテストの実施 地球温暖化防止の一環として、県民総参加で夏の省エネルギーに取り組むため、家庭・事業所・学校に緑のカーテンの普及させることを目的に実施する。	4,037 (4,037)
地球環境対策課(うつくし作戦推進課)	基本目標Ⅲ 経済社会の発展への対応	1 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	(2)3Rの推進(ごみの減量化、再使用、再生利用)	3R普及推進事業	A	継続	県直一部委託	3Rを通じた循環型社会の構築や地球温暖化防止に向け、レジ袋無料配布中止の取組を更に推進するとともに、広報媒体の活用により県民に対して3Rの必要性の周知を図る。	1 3Rの普及啓発 (1)リデュース(減量化)の推進(食品ロス対策) ・E級グルメコンテストの開催 (2)リユース(再使用)の推進 ・「まちの修理屋さん」、「リユース食器・マイボトルの利用促進」 (3)リサイクルの推進 ・小電リサイクル等取組拡大支援研修 2 レジ袋無料配布中止の推進 ・レジ袋削減推進協議会の開催 3 リサイクル製品認定制度の推進 ・リサイクル認定製品の利活用を促進するためのパンフレット等の作成 ・リサイクル認定製品の安全性を担保するための溶出試験の実施	8,116 (8,116)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
おおいたブランド推進課(地域農業振興課)	基本目標Ⅲ 経済社会の発展への対応	1 環境に配慮した消費行動と事業活動の推進	(3)環境保全型農業の推進	環境に配慮した農業定着化推進事業	A	新規	県直一部補助	環境保全型農業直接支払交付金により、環境に配慮した農業を実施する農業者を支援するとともに、IPM実践活動モデル生産組織を支援することにより、環境保全型農業を推進する。また、有機農業生産者への技術指導、販路開拓支援、有機JAS認証費用の支援により有機農業の取組を推進する。	1 環境保全型農業直接支払交付金 ・環境負荷低減に資する営農活動への支援による取組農家への支援 2 新規有機農業者等の生産力向上 ・新規有機農業者育成のため指導者を派遣 3 有機農業、農産物販売力向上支援 ・有機流通アドバイザーの設置 ・有機JAS認証支援 4 環境保全型農業の取組 ・IPM実践モデル組織の育成支援	30,658 (-)
情報政策課	基本目標Ⅲ 経済社会の発展への対応	2 高度情報通信社会の進展への的確な対応	(1)ITリテラシー(情報活用能力)の向上	地域コミュニティ情報化推進事業	B	継続		県内に情報リテラシーや情報セキュリティを広げる講師を養成するとともに、県民への情報化の普及啓発として、ITの最新動向をテーマとしたフォーラムを開催する。	1 情報コミュニティセンターの運営管理 コミュニティルームの運用(通年、第2ソフィアプラザビル) 2 先進的情報普及活動 ハイパーフォーラムの開催(年2回、大分市)	16,032 (16,032)
教育庁高校教育課	基本目標Ⅲ 経済社会の発展への対応	2 高度情報通信社会の進展への的確な対応	(1)ITリテラシー(情報活用能力)の向上	情報活用能力の向上		継続	県直	高度情報化社会における情報や通信技術の重要性等を理解させ、「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」を育成する。	教科「情報」の授業等において、コンピュータや情報通信ネットワークなどを実践的に活用し、情報活用能力の向上を図る。	-
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅲ 経済社会の発展への対応	2 高度情報通信社会の進展への的確な対応	(2)ネットトラブルの未然防止	消費生活安全・安心推進事業(一部)	A	継続	県直	ネットトラブル防止対策	1 ネットトラブル防止対策事業委託 ・トラブルに関する相談員等の相談スキルの向上を図る研修会等を実施 ・トラブル防止に向けた相談員等の啓発力の向上を図る研修会等を実施	55,496 (2,000)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
食品安全・衛生課	基本目標Ⅲ 経済社会の発展への対応	3 国際化の進展への対応	(1)輸入食品の安全確保	輸入食品の安全確保	B	継続	県直	海外から輸入される農水産食品、加工食品を対象に残留農薬、残留動物用薬品、食品添加物等の効果的な検査を実施する。	1 大分県食品衛生監視指導計画に基づき実施	20,595 (923)
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅲ 経済社会の発展への対応	3 国際化の進展への対応	(2)個人輸入代行に係る消費者トラブルの未然防止	消費者への注意喚起		継続	県直	個人輸入代行サービスを利用してトラブルが生じた場合は解決が難しいため、カタログや広告の表示確認、代行業者とのこまめな連絡など、消費者への注意喚起に努める。	1 消費者への注意喚起	-
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅲ 経済社会の発展への対応	3 国際化の進展への対応	(3)在住外国人の消費者トラブルへの対応	情報提供、相談対応		継続	県直	県内に在住する外国人が安心して消費生活を送ることができるよう、情報提供や相談対応について関係機関との連携に努める。	情報提供や相談対応についての関係機関との連携 ・「おおいた国際交流プラザ」と連携	-
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	1 ライフステージに応じた消費者教育の推進	(1)幼児期における消費者教育の取組	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	保護者等に対して消費者問題への関心を高めるため、啓発の場を提供する。	1 アイネス消費者教育フェスタ等において、保護者等に対して消費生活に関する講演会や講座、ワークショップ等を実施する。	3,074 (447)
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	1 ライフステージに応じた消費者教育の推進	(2)小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育の取組	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	小学生期から高校生期に対して消費者教育を推進する。	1 アイネス消費者教育フェスタ等において、消費生活に関する講演会や講座、ワークショップ等を実施する。 2 関係各課等と連携し、体系的に実施するための推進体制を構築する。 3 啓発資料の紹介	3,074 (447)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
教育庁義務教育課	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	1 ライフステージに応じた消費者教育の推進	(2)小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育の取組	消費者教育の一層の充実	-	継続		現行学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたこと及び消費者教育推進法の施行(H24.3)、第3期消費者基本計画の策定(H27.3)を受け、消費者教育のより一層の充実を推進することにより、児童生徒の消費活動の主体者としての情報収集・選択能力や適切な判断力、実践的行動力の育成を図る。	小・中学校において、社会科や技術・家庭科の授業を中心に、児童生徒に消費者の基本的な権利や責任を理解させたり、必要な物資やサービスを選択する力を身に付けさせると共に、インターネットの安全利用等情報モラル教育の充実に取り組む。	-
教育庁高校教育課	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	1 ライフステージに応じた消費者教育の推進	(2)小学生期・中学生期・高校生期における消費者教育の取組	消費者教育の推進	-	継続	県直	高校生を対象に消費者の権利と責任等について理解させ、消費者としての適切な意志決定に基づいて責任を持って行動できる教育を実施する。	1 各教科・科目、総合的な学習の時間等において、消費生活に関する学習を実施 2 教職員の研修等への参加、消費生活や消費者教育について専門的知識を有する外部人材の活用、消費生活センター等との連携	-
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	1 ライフステージに応じた消費者教育の推進	(3)成人期における消費者教育の取組	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	成人期における消費者教育を推進する。	1 出前講座の実施、啓発資料の配付	55,496 (1,354) (5,628)
教育庁社会教育課	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	1 ライフステージに応じた消費者教育の推進	(3)成人期における消費者教育の取組	大分県生涯学習情報提供システム整備事業	B	継続	県直	県民の高度化・多様化する学習ニーズへ対応するために、さまざまなテーマの学習内容の講座をインターネットで配信し、学びを通じた人材の育成を図る。	「まなびの広場おおいた」のホームページにおいて、消費者教育を含めた多様なテーマの講座をインターネット配信	961 (-)
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	2 消費者教育推進のための人材育成	(1)消費者教育、啓発を担う人材の育成	消費生活安全・安心推進事業(一部)	A	継続	県直	消費者教育を推進するため、消費者教育を担う人材を育成する。	1 消費者教育の推進 ・消費生活出前講座 2 消費者教育教材の提供及び研修の実施 ・教材集等の貸出し ・金融広報委員会の教員セミナー	55,496 (1,354)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
教育庁教育財務課	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	2 消費者教育推進のための人材育成	(1)消費者教育、啓発を担う人材の育成	ネット安全教育推進事業	A	継続		インターネットの普及により、小・中学生がトラブルに巻き込まれるケースが増大していることから、教育の情報化推進における情報セキュリティ、情報モラルに関する理論・実習等を通して、教員の実践的指導力の向上を図る。	1 ネットトラブル対応人材育成事業 児童・生徒、教職員、保護者に対して、ネット安全に関する授業などができる人材の育成を目的とした講習を実施する。 2 ネットトラブル・情報モラル出前授業等事業 県内の依頼のあった学校にネットトラブルや情報モラルに関して、豊富な知識を持った講師を派遣し、出前授業(研修・講習)を実施する。	6,767
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(1)家庭・地域・学校等との連携推進	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	各関係機関と連携をし、消費者教育を推進する。	1 関係各課と連絡・協議等の場を活用して連携を図る。 2 ライフステージに応じた消費者教育を推進する。	3,074 (-)
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(1)家庭・地域・学校等との連携推進	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	金融広報委員会の活動を通じて、金銭教育の普及を図る。	1 金融・金銭教育の実施 ・金融経済講演会 ・教員セミナー・巡回金融講座	3,074 (200)
私学振興・青少年課	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(1)家庭・地域・学校等との連携推進	青少年健全育成対策事業(一部)	B	継続	補助	青少年がインターネットや携帯電話を安全安心に使用するために、青少年と保護者等を対象に、正しい知識を得るための講座等を開催し、高度情報化社会に対応できる青少年の育成や家庭の教育力の向上を支援する。	1 大分県青少年育成県民運動の推進 (青少年を取り巻く有害環境対策) インターネットや携帯電話における有害環境や不正請求等の犯罪から青少年を守るため、PTAの集会等に講師を派遣する「インターネット出前講座」を実施するとともに、家庭や学校におけるルールづくりを推進します。	7,455 (2,486)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
教育庁教育財務課	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(1)家庭・地域・学校等との連携推進	ネット安全教育推進事業	A	継続		インターネットの普及により、小・中学生がトラブルに巻き込まれるケースが増大していることから、教育の情報化推進における情報セキュリティ、情報モラルに関する理論・実習等を通して、教員の実践的指導力の向上を図る。	1 ネットトラブル対応人材育成事業 児童・生徒、教職員、保護者に対して、ネット安全に関する授業などができる人材の育成を目的とした講習を実施する。 2 ネットトラブル・情報モラル出前授業等事業 県内の依頼のあった学校にネットトラブルや情報モラルに関して、豊富な知識を持った講師を派遣し、出前授業(研修・講習)を実施する。 (再掲)	6,767
教育庁義務教育課	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(1)家庭・地域・学校等との連携推進	社会生活の中での消費活動における実践的行動力の向上	-	継続		モノや情報があふれたり、ネット販売やキャッシュレスの時代に象徴される「実態のない経済活動」が主流となるこれからの社会を生き抜いていく児童生徒に対して、地域社会や家庭と連携して消費者教育に取り組むことにより、日常生活の消費活動における実践的行動力の素地を養成する。	大分県金融広報委員会委嘱の「金銭教育指定校」の研究成果を県内の小・中学校に還流したり、保護者(家庭)の教育力向上をめざして、各学校におけるPTA主催の情報モラル講演会の開催や各地域における青少年健全育成活動等社会教育との連携した啓発活動に取り組む。	-
教育庁社会教育課	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(1)家庭・地域・学校等との連携推進	大分県生涯学習情報提供システム整備事業	B	継続	県直	県民の多様な学習要求に応えるため、社会教育総合センターが収集・整理した生涯学習情報をインターネットを通じ、広く県民に提供する。	「まなびの広場おおいた」のホームページにおいて、消費者教育に係る情報も含めたさまざまな講座情報を配信	961 (-)
地球環境対策課(うつくし作戦推進課)	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(2)環境教育との連携推進	未来の環境を守る人づくり事業(一部)	A	継続	県直	大分県の美しい自然と快適な環境を将来の世代へ引き継ぐため、県民・事業者を対象とし、体系的に環境教育・学習を実施することにより、環境に対する意識が高く、持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材を育成する。	1 県民向け環境教育・学習の推進 環境問題についての有識者や環境NPO法人等の活動実践者をアドバイザーに任命し学校や自治会、企業等が行う環境講演会、研修、自然観察会等に講師として派遣する。 また、環境教育アドバイザーによる企画講座を実施する。	18,639 (3,416)

※「予算額」【単位:千円】は、上段に事業全体当初予算額、下段に該当事業分を()に記載しています。

所属	基本目標	主要な施策	施策の方向	事業名	A・B	新・継	種別	事業目的	事業内容	予算額 【単位:千円】
地球環境対策課(うつくし作戦推進課)	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(2)環境教育との連携推進	未来の環境を守る人づくり事業(一部)	A	継続	県直一部委託	大分の恵み豊かな自然環境を守り、将来に継承するため、子どもたちが環境問題への関心や理解を深め、解決に向けて自ら考え行動する力を育成する。	1 子ども向け環境教育の実施 (1)県内の子どもたちに対する自然体験活動など実体験を伴う年間を通じた環境学習計画を策定し活動する団体に対して支援を行うおおいたこども探検団事業を実施し、子どもたちへの環境教育の推進を図る。 (2)子どもたちによる環境活動発表会の開催 ・おおいたこども探検団等が実施した環境活動などの発表会 ・環境活動を継続している熱心な団体などの表彰	18,639 (4,339)
地球環境対策課(うつくし作戦推進課)	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(2)環境教育との連携推進	未来の環境を守る人づくり事業(一部)	A	継続	県直一部委託	未来を担う幼児等を対象に、楽しみながら環境問題に興味を持ち、理解を深める教育を実施することにより持続可能な社会づくりに主体的に参画できる人材の育成や指導者の育成を行うとともに、環境意識の醸成を図る。	1 幼児向け環境教育の推進 (1)楽しみながら環境問題への理解を深めることができるように、環境問題を題材にした人形劇等を幼稚園や保育所等で実施する。 (2)幼児教育の専門家の指導の下、環境教育活動に取り組むNPO団体等に委託して指導者養成を兼ねた体験型環境ワークショップ研修を幼稚園や保育所等で実施する。	18,639 (6,884)
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(3)食育との連携推進	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	食育との連携推進	1 アイネス消費者教育フェスタ等において、食育に取り組む消費者団体等のワークショップ等を実施する。	3,074 (447)
県民生活・男女共同参画課	基本目標Ⅳ 消費者教育の推進	3 消費生活と関連する教育との連携による推進	(4)金融経済教育との連携推進	消費者行政推進事業(一部)	B	継続	県直	金融広報委員会の活動を通じて、金銭教育の普及を図る。	1 金融・金銭教育の実施 ・金融経済講演会 ・教員セミナー・巡回金融講座	3,074 (200)